

# 金沢市陸上競技協会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本協会は、金沢市陸上競技協会（以下、「本会」という。）と称する。
- 第2条 本会は、陸上競技を通して、愛好者相互の連帯と資質、競技力の向上を目指すとともに、陸上競技の健全な普及発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 会員の研修、交流及び資質の向上に関すること。
  - (2) 各種大会の開催と各種諸行事に対する支援協力活動に関すること。
  - (3) 石川陸上競技協会との連携を図ること。
  - (4) 会員相互の親睦と融和を図ること。
  - (5) その他本会の目的達成のために必要な事項。

## 第2章 組 織

- 第4条 本会は、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

## 第3章 事 務 局

- 第5条 本会の事務局は、理事長宅に置く。

## 第4章 機 関

- 第6条 本会に次の機関を置く。
- 一、総会
  - 二、理事会
  - 三、専門委員会
- 尚、総会、理事会、専門委員会の機関（会議）については、過半数（委任状を含む）をもって成立する。
- 第7条 総会は、会長の招集により、年1回開催し、次の事項を審議する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。理事会は、会長の招集により、理事長が任にあたる。
- 専門委員会は、理事長の招集により、専門委員長が任にあたる。
- (1) 事業報告及び決算
  - (2) 事業計画及び予算
  - (3) 規約の制定及び改正
  - (4) 役員を選出
  - (5) その他必要な事項

- 第8条 総会は、本会の最高決議機関であり、会員全員で構成する。  
総会の審議事項（理事会、専門委員会も同様）は、出席者の多数決で決する。
- 第9条 総会の議長は会長があたる。
- 第10条 理事会は、理事をもって構成し、各種大会前または必要と認めたときに開催する。  
構成員は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、専門委員長、会計、事務局長とする。
- 第11条 専門委員会は、次のとおりとし、必要に応じて開催する。
- 一、総務委員会
  - 二、普及委員会
  - 三、強化委員会
  - 四、審判委員会
  - 五、競技委員会
- 2 専門委員会の事務は次のとおりとする。
- 一、「総務委員会」総会、役員会、理事会、表彰関係、その他の委員会に所属しない事務
  - 二、「普及委員会」市民への陸上競技啓発、ジュニア強化に係る事務、その他必要事項
  - 三、「強化委員会」選手育成、県体選手強化、各種選抜選手強化及び派遣、その他必要事項
  - 四、「審判委員会」審判登録、審判研修会の開催、その他必要事項
  - 五、「競技委員会」各種競技会の企画立案と実施、及び記録の整理、その他必要事項

## 第5章 役員

- 第12条 本会に次の役員を置く。
- 一、会長（1名） 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  - 二、副会長（若干名） 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
  - 三、理事長（1名） 理事長は、本会の一般業務の運営を掌る。
  - 四、副理事長（若干名） 副理事長は、理事長を補佐する。
  - 五、理事（若干名） 理事は、本会の主要事項を企画、立案、審議する。
  - 六、専門委員長（5名） 専門委員長は、本会の事業を遂行するについて専門的事項を協議する。
  - 七、会計（1名） 会計は、本会の経理を担当する。
  - 八、事務局長（1名） 事務局長は、理事長を補佐し、事務全般を統括する。
  - 九、監査（2名） 監査は、経理を監査する。
- 第13条 本会の役員選出方法は、次のとおりとする。
- 一、「会長」は、理事会において推挙する。
  - 二、「副会長」、「理事長」、「副理事長」、「専門委員長」、「会計」及び「事務局長」については、理事会の同意を得て会長が任命する。
  - 三、「理事」は、正副会長、理事長、専門委員長及び事務局長によって会員より選出し、会長が委嘱する。
  - 四、「監査」は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

- 五、一から四についての役員は、総会の承認により決定される。
- 第 14 条 本会の役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠又は増員によって選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 第 15 条 役員解任は、次の各号に該当するときには、理事会の 3 分の 2 以上の議決により決定される。
- 一、心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二、職務上の義務違反、その他役員に相応しくない行為があると認められるとき。
- 第 16 条 本会に、顧問等を置くことができる。
- 名誉顧問、最高顧問、顧問、名誉会長、相談役、常任参与、参与は、理事会の議を経て会長が委嘱し、諮問に応じる。
- 第 17 条 本会の記念事業及び大型事業に対しては、予め役員を先行して選出することが出来る。但し、総会に於いて決定する。

## 第 6 章 会 計

- 第 18 条 本会の経費は、会費、助成金、補助金、寄付金、事業費及びその他の収入をもってこれにあてる。

平成 26 年度「年会費」

顧 問	10,000 円
相談役	5,000 円
常任参与・参与	2,000 円
会 長	50,000 円
副会長	25,000 円
理事長	10,000 円
副理事長	5,000 円
理事、専門委員長、 会計、事務局長、監査	2,000 円
一般会員	1,000 円
事業費（一事業当り）	200,000 円

- 第 19 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日までとする。

附 則 本会の規約は、平成 26 年 3 月 1 日に施行する。